

第26回明石市環境審議会出席者名簿

	氏名	役職等
会長	盛岡 通	大阪大学大学院教授
委員	安藤 昌廣	明石商工会議所会頭
	池田 邦明	株式会社ノーリツ 取締役環境推進室長
	市川 憲平	姫路市立水族館主任水生生物専門員
	碓井 信久	兵庫・水辺ネットワーク(NGO)幹事
	榎本 和夫	市議会議員(新政会)
	大塚 毅彦	明石工業高等専門学校建築学科助教授
	絹川 和之	市議会議員(公明党)
	久保 峰子	明石市連合自治協議会会長
	辻本 達也	市議会議員(日本共産党)
	堂本 艶子	明石市消費生活研究会会長
	富田 賢治	市議会議員(民主連合)
	新田 正彦	市議会議員(自由クラブ)
	橋本 芳純	川崎重工業株式会社 明石事務所長
	藤原 健史	京都大学大学院地球環境学助教授
	森岡 清	明石市環境部長
	安國 庫生	兵庫県三木土地改良事務所主幹
	山崎 雄史	市議会議員(新政会)
	和田美耶子	明石市女性団体協議会会長
事務局	材木 龍一	環境部次長
	出雲 保雄	環境事業所長
	西村 常夫	参事兼環境政策課長
	櫻井 隆幸	環境管理推進担当課長
	中西 清	計画担当課長
	石原 信夫	明石クリーンセンター所長
	足立 正則	資源再生化担当課長

## 第 26 回明石市環境審議会議事録

日時 平成 16 年 3 月 1 日（月）午後 3 時 00 分

場所 サンピア明石 5 階フロイデホール

委員 A 定刻となりましたので、環境審議会を始めさせていただきます。

今回、改めて審議会委員の委嘱を行いますので、明石市環境部長の森岡でございますが、正副会長選出まで仮議長として進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、本日御出席いただいております北口市長より、環境審議会委員の委嘱にあたり、ごあいさつをいたします。

市長 皆さん、こんにちは。市長の北口でございます。

本日の第 26 回環境審議会は、今日から新たなメンバーでということをお聞きしております。今日、新たに委嘱させていただく委員さん、あるいはこれまで市の環境行政に大所高所から、あるいは現場等踏まえて、さまざまな御意見をいただいた各委員さん、新たなスタートを切る日でございます。ここに改めまして、明石市を代表して、これまでの環境行政に対する御尽力に心から厚く敬意を表し、感謝申し上げます。

また、私も昨年 5 月から新たな市長としてスタートをさせていただいたわけですが、その基本は、市民に一番身近な暮らしを見つめ直そう、そして私たち行政は市民の目線、視点に立って、さまざまな行政施策を立案し、そして、その立案の過程から、参画と協働という形で実施段階、あるいは検証まで、ともにやっていこうということを、その旨とさせていただいています。そういう意味では、この環境審議会はいち早く一般公募の市民の御参画、あるいは各活動をやっていらっしゃる地域の方々も含め、

学識経験者の皆さんと一体になったの参画と協働という形を先導的に実施させていただいている場でもございます。これまでの経験をしっかりと踏まえられ、これからも参画と協働による市民の暮らしを少しでもよくするための明石市政の実現に向けて、御指導・御鞭撻を賜りますことを心から厚くお願いを申し上げます。

また、やはり環境問題は、非常に身近な問題であり、環境部としては、日々の行政サービスの中でごみの回収等させていただいているわけですが、地球と私たち人類の関係、あるいはさらに言うならば、もっと歴史的な長い目で見た哲学というか、そういうものが必要ではないかと思う分野でもあります。持続可能な発展を将来にわたって実現をしていくこと、あるいは私たち人間が謙虚な気持ちで地球、地域と向かい合っていくというような原点になるのが、この私たちの環境を考えるという場面ではないかと考えています。

私ごとながら、おととい3人目の子供が産まれました。我が子ながら、産まれたばかりの子供を手の中に抱きますと、やはりこの子供たちが大きくなって、当然親になり、おばあちゃんになっても、この明石という地域、あるいは日本という国に、この地球という環境がしっかり守られていく、その次の世代に、よりいいものを伝えていく、残していくというのが、我々の責任であるというように、もう一度決意を新たにしたような次第でもございます。

そういうロマン、あるいは自負心を持って、我々世代が頑張っていく、その先導として、この環境審議会の場も真摯な御議論を今後ともお願いしたいと思っております。

私ごとも挟みましたが、皆さんに大いに期待をし、感謝をしておるということをお伝えして、一言のごあいさつとさせていただきます。

委員 A 引き続きまして、委嘱状の交付式を行います。

( 委嘱状の交付式 )

委員 A 市長におかれましては、公務の都合によりまして、ここで退席いたしますことを御了承いただきたいと思います。

( 北口市長 退席 )

委員 A 本日の環境審議会ですが、審議会委員 24 名中 19 名の出席をいただいております。過半数の御出席ということですので、定足数を満たしておりますことから、環境基本条例施行規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の環境審議会は、新しくスタートということで、お手元の名簿の順で自己紹介をお願いしたいと思います。

( 委員、事務局の自己紹介 )

委員 A 次に、議事に従い正副会長の選出に移りたいと思いますが、選出にあたって御意見・御要望等ありませんか。

委員 B 前の会長と副会長にお願いされたいかがですか。

委員 A これまで、会長には盛岡委員、副会長には中瀬委員に引き受けていただいておりますが、それぞれ再任という御提案をいただきましたが、御異議ございませんでしょうか。

( 「 異議なし 」 の声あり )

委員 A 異議なしとのことですが、お引き受けいただけますか。

委員 C わかりました。

委員 A それでは、引き続きまして会長には盛岡委員、副会長には中瀬委員にお願いするということに決しました。今後 2 年間、よろしく申し上げます。

それでは、ここで議長を交代しまして、盛岡会長に会長席へ移動いただき、ごあいさつをいただきたいと思います。

正副会長選出の議事まで皆様に御協力いただきまして、ありがとうございました。

会 長 前回、私が会長であったことから、もう一期やるようにということですので、微力ではございますが、進行を務めさせていただきます。

先ほども少し申し上げましたが、環境計画はつくるときはエネルギーがありますが、進行になりますと、抱えている計画に沿って淡々と進めたら、それででき上がっていくと思われがちです。しかし、計画をつくるときよりは推進する、あるいは場合によって目標どおりいかないときに軌道修正を図ったり、より施策として強化していく方が難しいと思っており、明石市もISO14001の仕組みを、環境マネジメントシステムということで動かされているわけではありますが、環境計画の推進にあたって、そのような方向をとっていただきたいと思っています。

後ほど審議の中身としてかかわってまいります。運営要領の改正というところを見ますと、今回、部会を設けるということになるようです。この部会の審議の過程もあわせて、所定の目標・目的が達成できることを願っておりますし、私自身もそのために微力ではございますが力を尽くしたいと思っておりますので、何とぞ委員各位の御指導・御鞭撻をお願いしたいと思っています。

それでは、審議会のルールは、普通は審議会を開催するにあたっては定足がどうなっているか、それに足りる出席者がいらっしゃるかどうかということと、それから、今日は後ろの席に傍聴の方はいらっしゃらないようですが、傍聴の方がいるようであれば、書類の配付について、特に問題はないかどうかと伺うような手順になっていますが、何か伺うことはございますか、事務局に。事務局、何かございますか。

特段ございませんか、それでは、この後、運営要領の改正についてとい

うことで、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局 A 前回の審議会で会長さんより自然環境、また廃棄物について、より精力的に、また、まとまって議論する場を設けてはどうかとの指摘を受けまして、このたび運営要領を改正し、本市の自然環境を把握し、その保全について検討する自然環境部会と、ごみ減量化のための効果的な取り組みについて検討する資源循環部会の2つの部会を設置しようとするものです。

資料2の3枚目、運営要領新旧対照表を御参照願いたいと思います。対照表の右の欄が現行、左側が改正案の内容となっており、改正部分に下線を引いています。

まず、第1条の趣旨で、部会を明確にしています。

次に、第2条は、部会についての新たな規定です。その第1項で、自然環境部会と資源循環部会の分掌事務を、第2項で、会長の部会への指示内容、第3項で、部会長の審議会での報告義務を、第4項で、審議会正副会長の部会出席について、それぞれ規定しています。

次に、第3条は、会議を審議会に改める文章整理と傍聴への情報提供について、現行規定では、市役所庁舎及び3市民センターの掲示板と細かく明記していますが、市の広報媒体等と簡略な文言に修正しています。なお、傍聴に必要な情報提供等々は、従前と変わりありません。

第4条は、会議録公開の際の発言取り扱いについてです。現行規定では、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、発言者氏名を省略することができるとありますが、新たに項を設け、審議会での自由闊達な意見を保証するため発言者氏名を省略すると改めています。なお、前回の審議会より環境政策課のホームページで発言者氏名を省略して、会議録の公開を既に行っています。

第5条は、情報提供についてです。環境に関する市民参画をより推進す

る観点から、文言を改めたものです。

次に、第6条は、傍聴について、許可から申込みに変更しています。

以下、9条までの各条文は会議を審議会に改める文言整理です。

第10条は、関係者の出席について、必要があると認めるときはと簡略な文言に変更しています。

最後に、第11条で部会の運営について新たに規定しています。

以上のとおり改正しますので、よろしく御審議をお願いします。

会 長     それでは、今の運営要領の改定という提案に対して、意見等がある方、発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 D     会議録の公開に当たってというところですが、ホームページ上などで公開されると思いますが、会議が終わって、どのぐらいの期間で公開を予定されているのですか。

事務局 A     1ヶ月程度で会長と協議して、ホームページへ載せています。

会 長     ほかに意見等ありますか。

私から伺うのもおかしいですけど、運営要領に本来載せるべきかどうかわかりませんが、後ほど定めることになる部会長選出のルールは、どのように判断すればいいのでしょうか。運営要領の中に書いてなくても、それは互選なり発議なりという形で行ったらよいという理解でよろしいですか。

事務局 A     条例の施行規則第25条第3項ですが、部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定められています。

会 長     それでは、そのように理解します。

ほかに何か意見等ありますか。

特段問題がないということで、この新たな運営要領について、皆様方の賛同を得たということでよろしいですか。

それでは、この審議会運営要領に従って、これからの審議会の運営を行

ってまいりたいと思います。

次第の次ですが、部会員の指名というところでは、この部会員の指名という点を申し上げるためには、2つ作られる部会についての説明をいただかないといけないと思いますが、それにつきましては、事務局が説明されますか、会長が説明した方がいいですか。

事務局 B 会長から説明していただいて。

会 長 先ほど事務局から説明ありましたが、昨年の審議会の過程で、自然環境及びごみ減量化等を含めた資源循環政策について、より掘り下げた議論を行っていただいた上で、一定の方向性をコメントいただいて、この審議会にその方向性を提案いただきながら、審議会として責任を持って審議を行うというスタイルをとって見たらどうだということでした。

まず、自然環境という側面では、たしか碓井委員もおっしゃったと思いますが、明石市には貴重な自然あるいは生き物等が現在も存在しています。この自然環境をいかに保全し、また、人と自然との共生を図っていくかということについては、とりわけ人口が非常に稠密なエリアでありますので、お住まいの方あるいは様々な権利関係をお持ちの方々とも、どのようにその話題について進めていくのかということも含めて基本的な方向性を、まずは調査研究をしていただいた方がいいのではないかと。現時点では、まだよく自然環境の実態もわからないので、その段階であれば、余計にその分野の専門的知見を有される方を中心に御検討いただくのが一番いいのではないかと。半年ぐらいをめぐりに、そういった御議論をいただくことをお願いしたいと思っています。

それから、ごみの減量化が大きな命題になっていきます資源循環部会ですが、御存じのように、政府レベルでも循環社会基本計画が策定されました。これは、循環社会形成の基本的な法律的枠組みを実際に進行管理するとい

うことで、先ほど藤原委員もおっしゃったマテリアルフローを地域として管理する必要性を基本計画の中でもうたわれていまして、ごみの減量化を推進していくための基本的な地域のアクションプログラムをつくっていく必要がある。明石市の場合は、既に粗大ごみの戸別有料化の実施、あるいは分別の細分化、プラスチック容器の分別収集、ごみの減量推進員の設定等を進められておられるわけですが、さらに施策としての強化といたしますか、掘り下げが必要ではないかと思っていますので、ごみ減量化のための新たな効果的な取り組みの推進ということをテーマに、半年程度検討いただいて、そして当審議会で基本的な枠組みづくりから含めて、審議を願いたいと思っています。

当然、審議会の命題としては、今、申し上げた自然環境の保全及び循環形成、あるいはごみの減量化以外にも、大変重要なテーマがあります。それは、基本計画の中でも打ち出しました、北口市長もおっしゃっておられる、環境を通じて参画と協働の仕組みなり、あるいは実質的な参画と協働の場をつくっていくということを、計画の中では強調しましたが、その場をつくり、人が集い合うような活動を育てていくという点では、まだまだ不十分だろうと思っています。このパートナーシップ型の組織の形成、あるいは参画型の取り組み、行動の推進という点を、私としては審議会の重要なテーマと思っています。この点は、環境審議会が初めから責任を持って審議を始めるということでして、この3点ぐらいを4月以降の新しい課題として取り組んでいきたいと思っています。審議会本体の会議のスタートがどの時期になるのかということについては、また事務局とも相談しますけれども、秋には活発な意見が交換されていることは間違いのないと思っていますので、前半は2つの部会が基礎的な調査をしていただけていると思っています。

誤解のないように申し上げますのは、部会の一定の取りまとめが自動的に審議会としてのまとめになるわけではないということです。部会での審議に参加できない委員の皆様方におかれましては、そのことについては、決して機会を排除したということではなく、専門的な検討をした上で審議会ではきちんと幅広い議論ができるということです。部会の報告をそのまま結構ですというような審議会運営にはしませんということは、私の方からも約束させていただくということで、部会の人選を今から申し上げますので、御了解をお願いしたいと思っています。

自然環境部会ですが、市川様、碓井様、大塚様、角野様、安國様の5名で自然環境部会を構成し、審議をお願いしたいと思っています。

資源循環部会ですが、池田様、久保様、堂本様、中野様、藤原様、森岡様、和田様、以上7名で審議をお願いしたいと思っていますが、この点、了解いただけますか。

今、部会のメンバーの資料が配付されますので、それをごらんになられまして、ぜひ承認を賜りたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長     それでは、以上12名の皆様方に活発な審議をいただきまして、夏が明けるときに、それぞれの部会の中間的な状況について報告いただくことにしたいわけですが、部会長については、それぞれの部会のメンバーの互選ということですので、そちらでお決めいただくことにしたいと思います。

それでは、次第6を以上で終わりにして、7番目の年次報告書の公募意見についてということです。

これは、資料3をごらんいただきますと、平成14年度年次報告書の市民意見についてという形で紹介されていますので、この点、事務局から説

明いただきたいと思います。

事務局C 資料3を御参照いただきたいと思います。

最初に、年次報告書の意見の公募期間について説明します。期間は、平成15年11月4日から平成16年1月9日までの約2ヶ月間公募期間を設けました。

市民意見の数ですが、意見をいただいた市民の方は1名です。この1名から8件の意見をいただいております。

表にまとめておきまして、左に意見、右に措置を記載しています。

意見の概要について説明します。

年次報告書の第3章に対して5点出ています。

1点目が、ダイオキシン類の測定結果に対するもので、明石クリーンセンターの測定値と市街地の測定値の関係について。

2点目が、山陽電車の騒音問題について。

3点目が、資源ごみについて、特に古紙、段ボールの回収に重点を置くべきという意見をいただいております。

4点目が、プラスチックの処理について、プラスチック類を分別収集すべきであるという意見です。

5点目が、一般ごみ、粗大ごみの有料化についての意見です。

次に、第4章につきましては、2点ありまして、1点目が、自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進についての意見、2点目が、低公害車の普及促進についての意見です。

最後に、参考資料に対するものが1点ありまして、これは環境政策課の分室にある環境学習室の利用についての意見です。

以上の8件の意見に対して、それぞれの措置対応を右の欄に記載しています。

本日の審議会で審議をいただきました後、15年度の年次報告書で内容について公表する予定です。

よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

会 長 御意見と措置対応という形でまとめておられますが、最終的に、この措置対応も含めて、情報としては公表されるということですね。

この措置対応を行った主体はだれか、この文章の責任を負うのはだれかということは、どう理解すればよろしいですか。

私はわかっていますが、新任の委員の皆様方もおられるので確認したいのですが。

事務局C 環境政策課で全部確認を進めています。

会 長 ということは、この措置の対応は市役所として対応していることのとりまとめを行っていることだそうです。ですから、環境審議会として、このことについて責任を持っているわけではないということですね。

ただ、この対応でいいかどうかということの審議、意見は我々としては承りたいということですので、どうぞこの点について、何か御意見ございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

委員D 内容ではないのですが、意見の応募数が人口30万弱の都市の明石市でなぜ1名なのかということは、とても疑問ですけれども、募集の期間や、アナウンスは、どうなっているのですか。

事務局C 平成14年度の年次報告書の素案が出ました段階で、14年度の年次報告書には書いていますが、2名の方から11件、さらに審議会の中で4名の方から16件の質問をいただいております、それは既に年次報告書で報告済みです。その審議会の後の意見として、今、1名の方から8件をいただいたというのが現状です。

会 長 素案の段階でも意見を伺い、審議会の段階でも皆様方の意見をいただい

た上で、年次報告書が公開されて以降に、さらに市民から意見があったということですね。

それでは、ほかに意見がなければ、以上で行政として対応されたということをお私たちとしては理解をしておきたいと思えます。

今日の審議の中身は以上ですが、部会の進捗状況については、委員の方から事務局に問い合わせをしていただくと、事務局から各部会のその時点までの審議状況について情報提供していただくという体制を整えておきたいと思っていますので、事務局に問い合わせしていただきたいということをお願いしておきます。

第2点は、各部会で審議いただく中身は、当面、今回は諮問答申の形式ではありません。審議会から市長に、意見を述べることができるという、52条第3項を使って審議をスタートするという形式です。

ただ、市長の意見の反映を確実にするためには、検討内容が詰まってきましたと、審議会に対して諮問をしていただいて答申するという形に、どこかの時点で切りかえる必要があるのではないかと考えていますので、その点も皆様方から意見を承って、諮問答申の時期を探っていきたいと思えます。この点も、意見等ございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思えます。

それでは、以上で本日の審議を終了したいと思えますが、ほかに何か特段、御指摘いただくことはありませんか。

それでは、特にないということでしたら、第26回明石市環境審議会を以上で終了いたします。

(閉会 午後3時52分)